

栃木県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県災害対策本部条例（昭和37年栃木県条例第44号。以下「本部条例」という。）第7条の規定に基づき、栃木県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 本部は、次の各号に掲げるときに設置し、災害の発生するおそれが解消し、かつ災害応急対策がおおむね完了したときに解散する。

- (1) 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 県内に特別警報が発表されたとき。
- (3) 県内で最大風速40m/sを観測したとき。
- (4) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事が必要と認めるとき。
- (5) 災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合において、知事が必要と認めるとき。

2 本部は、栃木県庁内に設置する。栃木県庁内に災害対策本部が設置できない場合には、栃木県消防学校等、知事の指定する場所内に設置する。

(本部の組織)

第3条 本部条例第2条第2項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもって充てる。

2 本部条例第2条第3項に規定する災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、栃木県部局設置条例（平成18年栃木県条例第49号）に規定する部及び局長、会計局長、企業局長、教育長及び警察本部長をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、本部にその他の職員を置き、栃木県行政組織規程（昭和39年栃木県規則第27号）に定める本庁及び出先機関に勤務する職員並びに企業局、県議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、教育委員会事務局、県立学校及び警察本部に勤務する職員をもって充てる。

(危機管理統括監)

第4条 本部条例第3条第1項に規定する危機管理統括監は、危機管理防災局長をもって充てる。

(本部会議)

第5条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、災害応急対策に関する基本的事項について協議決定し、及びその実施を推進する。

3 本部会議は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部員で構成する。

4 本部会議は、本部長が招集し、及び主宰する。

5 本部長は、必要と認めるときは、本部会議に次の機関を協力機関として職員の出席を求めることができる。

- (1) 自衛隊の部隊及び機関
- (2) 市町
- (3) 市町消防
- (4) ライフライン等関係機関

(部の組織及び分担業務)

第6条 本部条例第4条第1項に規定する部は、別記第1部の欄に掲げるものとし、部にそれぞれ同表班の欄に掲げる班を置く。

2 班に班長及び班員を置く。

3 本部条例第4条第3項に規定する部長及び前項に規定する班長は、別記第1部長相当職及び班長相当職の欄に掲げる者をもって充て、班員は、班長の所属する組織に勤務するその他の職員をもって充てる。ただし、部長が必要と認めるときは、班長の所属する組織以外に勤務する職員（当該部に勤務する職員に限る。）を班員に充てることができる。

4 部及び班の分担業務は、別記第1分担業務の欄に掲げるもののほか、法令で定めるところにより所掌する事務で、災害応急対策の実施に関し必要なものとする。

5 部及び班は、その分担業務を遂行するに当たっては、相互に協力し、他の部及び班並びに第8条に規定する支部と緊密な連絡のもとに災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

(事務局)

第7条 本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長、事務局員、本部連絡員を置き、別記第2担当職の欄に掲げる者をもって充て、その所掌する業務は、同表職務の欄に掲げるとおりとする。

3 事務局に対策統括グループ、総務グループ、情報グループ及び支援グループ（以下「各グループ」という。）を置き、その構成員は、危機管理課（知事があらかじめ指定し、兼務又は併任の発令を受けた職員を含む。）及び消防防災課の職員をもって充て、分担業務は、別記第3分担業務の欄に掲げるとおりとし、各グループのリーダーは、事務局長が指名するものとする。

4 前二項に規定する者は、本部が設置されたときは、本部長の指示する場所に安全を確保しつつ直ちに参集し、災害応急対策業務に従事しなければならない。

5 事務局は、必要に応じて事務局会議を開催する。なお、事務局会議は、事務局長、事務局次長、事務局員で構成する。

(支部の設置)

第8条 本部内に支部を設置し、栃木県行政組織規程第4条に規定する出先機関に支部を置く。

2 支部の名称、設置場所、担当区域及び構成機関は、別記第4のとおりとする。

3 構成機関は、担当区域に所在する機関及び担当区域の全部又は一部を管轄する機関とする。

4 支部は、本部が設置された場合に設置し、災害の発生するおそれが解消し、かつ災害応急対策がおおむね完了したときに解散する。

(支部の組織及び業務)

第9条 支部の業務は、別記第5に掲げるもののほか、法令で定めるところにより所掌する事務で、災害応急対策の実施に関し必要なものとする。

2 支部に支部長、支部連絡員及び所連絡員を置き、それぞれ別記第6担当職の欄に掲げる者をもって充て、その分担業務は、同表分担業務の欄に掲げるとおりとする。

3 支部は、本部の関係部及び他の支部と協力し、災害応急対策を実施する。

(中央連絡部)

第10条 東京事務所に中央連絡部を置く。

2 中央連絡部に部長、班長、班連絡員を置き、それぞれ別記第7相当職の欄に掲げる者をもって充て、その分担業務は、同表分担業務の欄に掲げるとおりとする。

3 中央連絡部は、国の関係省庁と本部との連絡調整を行う。

(非常配備)

第11条 本部は、災害対策の活動を行うため、非常配備体制（以下「配備」という。）をとる。

2 配備の区分は、次のとおりとする。ただし、警察本部の配備については、警察本部長が別に定める。

号	非常配備の種類	災害の態様	体制	配備要員
1	第1非常配備	・県内において、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	部長又は支部長が必要と認める人員
2	第2非常配備	・災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合 ・県内で震度6弱以上の地震が発生したとき ・県内に特別警報が発表されたとき ・県内で最大風速40m/sを観測したとき	全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	部長又は支部長が必要と認める人員

3 配備の区分は、本部長が指令する。

4 配備要員は、休日等勤務時間外において、第2条第1項第1号又は第2号の事象が発生したことを知ったとき又は配備の指令が発せられたときは、部長又は支部長の指示する場所に参集し、災害応急対策業務に従事しなければならない。

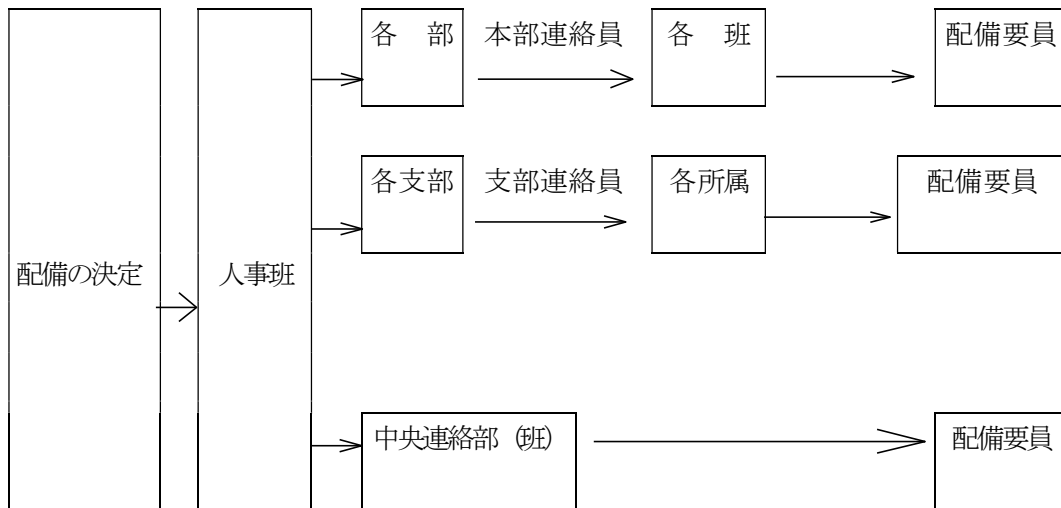
5 部長又は支部長は、前項の配備の指令が発せられた場合において、災害の態様により、その所掌する業務に関し特別の措置を講ずる必要がないと認められるときは、事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部又は支部の配備を変更し、又は解除することができる。

6 配備要員は、天候等の状況を踏まえ、安全を確保しつつ参集するものとする。

(動員)

第12条 部長及び支部長は、前条の配備の指令が発せられたときは、配備要員を動員する。

2 前項の動員の伝達は、人事班が本部連絡員、支部連絡員、所連絡員を通じて、次の系統図により行う。



3 休日等勤務時間外における伝達の体制については、各部、各支部及び中央連絡部ごとに具体的に連絡系統を定めておくものとする。

(現地災害対策本部の設置)

第13条 本部長は、大規模災害が発生した場合において、必要と認めるときは、原則として最も被害が大きいと見込まれる地域を管轄する支部に現地災害対策本部を設置する。

2 本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、現地災害対策本部を解散する。

(現地災害対策本部の組織)

第14条 本部条例第5条に規定する現地災害対策本部長は、原則として副本部長のなかから本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策副本部長は、災害対策本部員その他の職員のなかから本部長が指名する者をもって充てる。

2 本部条例第5条に規定する現地災害対策本部員は、本部員その他の職員のなかから本部長が指名する者及び当該支部の所属長、県立高校代表校の校長をもって充て、その他の職員は本部長が指名する者をもって充てる。

(現地災害対策本部の業務)

第15条 現地災害対策本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 被害状況、応急対策の実施状況の収集、取りまとめ及び本部への報告に関すること。
- (2) 市町、関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること。
- (4) 消防、警察、自衛隊等の災害救助活動の役割分担の調整に関すること。
- (5) 本部長の指示による応急対策の実施に関すること。
- (6) 現地災害対策本部構成機関所管に係る応急対策の実施に関すること。
- (7) その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。

2 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地において、災害応急対策業務を総括する。

3 現地災害対策副本部長は、現地災害対策本部長を補佐し、現地災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 現地災害対策本部員及びその他の職員は、現地災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部業務に従事する。

(現地災害対策本部会議)

第16条 現地災害対策本部に現地災害対策本部会議を置く。

- 2 現地災害対策本部会議は、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員をもって構成し、必要に応じ現地災害対策本部長が会議を招集し、主宰する。
- 3 現地災害対策本部会議は、前条第1項に掲げる業務を行うに当たって必要な基本的事項について協議決定し、及びその実施を推進する。
- 4 現地災害対策本部長は、必要がある場合は、県の関係機関、市町、市町消防、自衛隊、ライフライン等関係機関の職員の出席を求めることができる。

(第2警戒体制(本部設置前の警戒体制))

第17条 栃木県災害警戒本部設置要綱(平成27年4月1日実施)第2条に規定する栃木県災害警戒本部が設置されている場合において、気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発表され、大規模な災害の発生が予見される等、災害対策の活動に備えるため特に必要があると認めるときは、第7条第3項に規定する本部事務局構成員及び第11条第2項表中の第1非常配備の配備要員を配備するものとする。

- 2 第12条の規定は、前項の配備について準用する。

附 則

この要綱は、昭和56年7月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成2年11月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年6月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年7月19日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年10月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月18日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5（2023）年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6（2024）年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7（2025）年4月1日から実施する。

別記第1（第6条第1項～第4項関係）部及び班の組織及び分担業務

部 (部長相当職)	班 (班長相当職)	分 担 業 務
総合政策部 (総合政策部長)	総合政策班 (総合政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合政策部内の連絡調整に関する事。 2 国等との連絡調整に関する事。 3 政府、国会等への要望及び陳情に関する事。 4 国の機関、国会議員等の視察、調査に関する事。 5 本部長の秘書に関する事。 6 災害見舞視察者に関する事。 7 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	デジタル戦略班 (デジタル戦略課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	広報班 (広報課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 記者発表資料の提供についての調整、県民ニーズの把握に関する事。 2 報道機関に対する情報提供に関する事。 3 県民に対する情報提供に関する事。 4 災害関係の写真の収集・記録に関する事。
	市町村班 (市町村課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災市町の財政及び行政への助言に関する事。 2 被災市町の災害応急資金のあっせんに関する事。 3 地方交付税及び地方債（市町分に限る。）に関する事。 4 被災市町における市町村税の期限の延長、徴収の猶予、減免の指導に関する事。 5 被災市町の住民基本台帳事務への助言に関する事。
	地域振興班 (地域振興課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長の命ずる応急対策に関する事。
経営管理部 (経営管理部長)	財政班 (財政課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 経営管理部内の連絡調整に関する事。 2 災害予算の編成並びに救助及び復旧資金の調達、あっせんに関する事。 3 救助その他緊急措置の際の公用負担に係る損失補償額の裁定に関する事。 4 本部長の命ずる応急対策の実施に関する事。
	人事班 ※総務事務センターを含む。 (人事課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策職員の動員及び調整に関する事。 2 市町等に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関する事。 3 国及び他の都道府県に対する職員派遣要請及び関係部へのあっせんに関する事。 4 職員の罹災状況の把握に関する事。

		5 災害功労者の表彰に関すること。
	行政改革 I C T 推進班 (行政改革 I C T 推進課長)	1 情報通信ネットワーク及びコンピュータシステムの復旧に関すること。
	職員厚生班 (職員厚生課長)	1 本部員及び事務局職員等（他都道府県の応援職員を含む。）の支援に関すること。 2 職員の福利厚生に関すること。
	文書学事班 (文書学事課長)	1 災害関係文書及び物品の収受、配布及び発送に関すること。 2 災害関係の公報掲載に関すること。 3 私立学校の被災状況及び被災者の私立学校への避難状況等の情報収集に関すること。 4 私立学校の災害応急対策に関すること。 5 災害対策に協力する私立学校学生生徒の連絡調整に関すること。 6 学校等に避難所を開設することについての協力に関すること。
	管財班 (管財課長)	1 県有財産の災害対策に関すること。 2 庁内の電力に関すること。 3 庁内の電話に関すること。 4 県有車両の災害対策のための配車に関すること。 5 災害対策本部設備の設置に関すること。
	税務班 (税務課長)	1 県税事務所（自動車税事務所を含む。）との連絡調整に関すること。 2 税務オンラインシステムの復旧に関すること。 3 県税の減免に関すること。 4 県税の徴収猶予及び申告等の期限の延長に関すること。 5 県税の納税証明に関すること。
生活文化スポーツ部 (生活文化スポーツ部長)	県民協働推進班 (県民協働推進課長)	1 生活文化スポーツ部内の連絡調整に関すること。 2 災害ボランティアに関する情報収集・連絡調整に関すること。 3 県内在住外国人に対する情報提供に関すること。 4 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	文化振興班 (文化振興課長)	1 県立文化財施設及び文化財の被害状況の把握に関すること。 2 県立文化財施設及び文化財の災害対策に関すること。
	文化と知の創造拠点整備班 (文化と知の創造拠点整備室)	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。

	長)	
	スポーツ振興班 (スポーツ振興課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公立社会体育施設の被害状況の把握に関すること。 2 公立社会体育施設の災害対策に関すること。 3 県総合運動公園における救援物資等受入に係る連絡調整に関すること。 4 避難所開設への協力に関すること。(県立体育施設関係)
	くらし安全安心班 (くらし安全安心課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活関係物資の価格及び需給の調整に関すること。 2 応急生活用品の確保・配送のための関係生活協同組合との連絡調整に関すること。 3 交通安全対策の連絡調整に関すること。
	人権男女共同参画班 (人権男女共同参画課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所運営等における男女共同参画に関すること。
	統計班 (統計課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 統計調査員の被災状況等に関する情報収集、連絡調整に関すること。
保健福祉部 (保健福祉部長)	保健福祉班 (保健福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健福祉部内の連絡調整に関すること。 2 保健医療福祉調整本部事務局業務に関すること。 3 災害時における保健医療福祉ニーズに関する情報収集・把握及び分析に関すること。 4 救護施設等の被災状況の収集及び応急対策に関すること。 5 被災者に対する生活保護法の適用に関すること。 6 災害時における福祉支援に関すること。 7 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	医療政策班 (医療政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健医療福祉調整本部(災害医療コーディネートチームに関することに限る。)に関すること。 2 医療機関(精神科病院、国民健康保険直営診療施設を除く。)の被災情報の収集及び応急対策に関すること。 3 災害支援ナースの活動に関すること。 4 県立病院に係る応急対策の実施に関すること。
	高齢対策班 (高齢対策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人保健・福祉施設の被災情報の収集及び応急対策に関すること。 2 被災地における要配慮者(高齢者)の施設受入れに関すること。
	健康増進班 (健康増進課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅呼吸器装着難病患者、透析患者の被災情報の収集及び避難等支援対策に関すること。 2 避難所及び給食施設における食事の提供・栄養管理に関すること。 3 食物アレルギーや慢性疾患等の要配慮者への食事支援及び調

		<p>達調整に関すること。</p> <p>4 被災者の健康管理や各種疾病の予防に関すること。</p>
	<p>感染症対策班 (感染症対策課長)</p>	<p>1 感染症サーベイランスに関すること。</p> <p>2 災害時における防疫に関すること。</p>
	<p>障害福祉班 (障害福祉課長)</p>	<p>1 障害者支援施設、障害児入所施設、障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の被災情報の収集及び応急対策に関すること。</p> <p>2 要配慮者（障害児者）の施設受け入れに関すること。</p> <p>3 精神科病院の被災情報の収集及び応急対策に関すること。</p> <p>4 被災者のメンタルヘルスケアに関すること。</p> <p>5 避難所における手話通訳者・要約筆記者の派遣調整に関すること。</p>
	<p>こども政策班 (こども政策課長)</p>	<p>1 児童福祉施設等の被災情報の収集及び応急対策に関すること。</p> <p>2 被災児童の施設受け入れに関すること。</p> <p>3 被災児童のメンタルヘルスケアに関すること。</p> <p>4 被災者に対する児童扶養手当法の適用に関すること。</p> <p>5 被災地における母子の施設受け入れに関すること。</p> <p>6 被災母子世帯等に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付に関すること。</p>
	<p>医薬・生活衛生班 (医薬・生活衛生課長)</p>	<p>1 薬局及び毒劇物製造所等の被災状況の収集及び応急対策に関すること。</p> <p>2 医薬品、衛生材料及び輸血用血液等の確保及び供給に関すること。</p> <p>3 食品の衛生に関すること。</p> <p>4 被災地の動物の保護管理に関すること。</p> <p>5 遺体の火葬・埋葬の調整に関すること。</p>
	<p>国保医療班 (国保医療課長)</p>	<p>1 国民健康保険直営診療所の被災状況の収集及び応急対策に関すること。</p> <p>2 被災者に対する国民健康保険税等の猶予・減免等に関すること。</p>
	<p>指導監査班 (指導監査課長)</p>	<p>1 保健医療福祉調整本部各班業務の支援（高齢対策班・障害福祉班・こども政策班が所管する社会福祉施設等に係る被災情報の収集の支援等）に関すること。</p>
<p>環境森林部 (環境森林部長)</p>	<p>環境森林政策班 (環境森林政策課長)</p>	<p>1 環境森林部内の連絡調整に関すること。</p> <p>2 環境森林部に係る被害等の情報収集・伝達等に関すること。</p> <p>3 環境森林事務所等との連絡調整に関すること。</p> <p>4 本部長の命ずる応急対策に関すること。</p>

		5 災害時協力車の運用に関する事。
	気候変動対策班 (気候変動対策課長)	1 太陽光発電施設(鹿沼市)の災害対策に関する事。
	環境保全班 (環境保全課長)	1 有害物質による水環境汚染、大気環境汚染の情報提供及び発生源対策に関する事。 2 放射性物質による環境影響の情報提供及び調査に関する事。
	自然環境班 (自然環境課長)	1 自然公園等施設の災害対策に関する事。
	資源循環推進班 (資源循環推進課長)	1 災害廃棄物の処理に関する事。 2 廃棄物処理施設の災害対策に関する事。 3 県営最終処分場の災害対策に関する事。
	林業木材産業班 (林業木材産業課長)	1 林産物、林業施設等の災害対策に関する事。 2 被災地の復旧事業資金等の融資に関する事。 3 災害復旧用木材、木炭等の確保に関する事。
	森林整備班 (森林整備課長)	1 山地の災害対策に関する事。 2 治山施設の災害対策に関する事。 3 林道施設の災害対策に関する事。 4 県有林等の災害対策に関する事。
産業労働観光部 (産業労働観光部長)	産業政策班 (産業政策課長)	1 産業労働観光部内の連絡調整に関する事。 2 産業団地の被害状況の把握に関する事。 3 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	工業振興班 (工業振興課長)	1 火薬類の保安対策に関する事。 2 高圧ガス、LPガスの保安対策に関する事。 3 砂利採取場、採石場の保安対策に関する事。 4 産業技術センター(4技術支援センターを含む。)の災害対策に関する事。
	経営支援班 (経営支援課長)	1 県内中小・小規模事業者の被害状況の把握に関する事。 2 被災中小・小規模事業者に対する金融支援に関する事。
	国際経済班 (国際経済課長)	1 渡航者に対する情報提供に関する事。
	観光交流班 (観光交流課長)	1 観光施設等の被害状況の把握に関する事。 2 栃木県立宇都宮産業展示館の災害対策に関する事。
	労働政策班	1 被災労働者及び被災事業者の雇用対策に係る栃木労働局等と

	(労働政策課長)	<p>の連絡調整に関すること。</p> <p>2 産業技術専門校の災害対策に関すること。</p>
農政部 (農政部長)	農政班 (農政課長)	<p>1 農政部内の連絡調整に関すること。</p> <p>2 被災者に対する食糧の確保・供給の総合調整に関すること。</p> <p>3 農業災害に関すること。</p> <p>4 農業振興事務所との連絡調整に関すること。</p> <p>5 本部長の命ずる応急対策に関すること。</p>
	農村振興班 (農村振興課長)	<p>1 農村環境施設の災害対策に関すること。</p> <p>2 都市農村交流施設の災害対策に関すること。</p> <p>3 内水面漁業に係る災害対策に関すること。</p>
	経済流通班 (経済流通課長)	<p>1 被災農家に対する経営資金及び農業用施設復旧資金の融資に関すること。</p> <p>2 農業共済金の仮払及び早期支払に関すること。</p> <p>3 農業共同利用施設の災害対策に関すること。</p> <p>4 被災者に対する生鮮野菜の確保・供給に関すること。</p>
	経営技術班 (経営技術課長)	<p>1 農作物、農業生産施設等の災害技術対策及び被災家畜の飼養管理技術対策に関すること。</p> <p>2 災害時における農作物の生産資材の調整に関すること。</p> <p>3 災害時における農作物の病虫害発生予防予察及び防除に関すること。</p>
	生産振興班 (生産振興課長)	<p>1 園芸、特産施設等の災害対策に関すること。</p> <p>2 災害時における園芸特産施設の資材に関すること。</p> <p>3 農作物、農業生産施設等の災害対策に関すること。</p>
	畜産振興班 (畜産振興課長)	<p>1 家畜、飼養管理施設等の災害対策に関すること。</p> <p>2 災害時における家畜の防疫、診断に関すること。</p> <p>3 家畜保健衛生所等との連絡調整に関すること。</p> <p>4 被災者に対する食肉製品、牛乳の確保・供給に関すること。</p>
	農地整備班 (農地整備課長)	<p>1 農地及び農業水利施設等の災害対策に関すること。</p> <p>2 農業振興事務所農村整備部との連絡・調整に関すること。</p>
県土整備部 (県土整備部長)	総括班 (監理課長)	<p>1 災害対策に関する事務の総括。</p> <p>2 栃木県災害対策本部との連絡調整に関すること。</p> <p>3 本部長の命ずる応急対策に関すること。</p> <p>4 全般的な被災状況の把握及び対策等の立案並びに各班及び支部に対する情報伝達に関すること。</p> <p>5 各班員の人員調整に関すること。</p>
	防災班 (河川課県土防災対策班長)	<p>1 本部との連絡調整に関すること。</p> <p>2 県土整備部災害対策本部事務局業務に関すること。</p> <p>3 土木事務所等や防災関係機関との連絡調整に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 4 総合政策部広報班との連絡調整に関する事。 5 気象庁、国土交通省関東地方整備局、本部各班からの情報収集に関する事。 6 県土整備部に係る被災状況の情報収集及び整理保管に関する事。 7 国土交通省リエゾン対応に関する事。
監理班 (総務主幹)	<ul style="list-style-type: none"> 1 県土整備部内の連絡調整に関する事。 2 県土整備部内の庶務に関する事。 3 その他各班に定めていない事項に関する事。
技術管理班 (技術管理課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 一般社団法人栃木県建設業協会等への資機材等の要請・調整に関する事。
交通政策班 (交通政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 救援物資輸送等の車両及びヘリコプター(民間が所有するものに限る。)の確保に関する事。 2 災害対策本部員及び災害対策資材の輸送に関する事。 3 公共交通機関の情報収集に関する事。 4 日光宇都宮道路、高速自動車国道の情報収集に関する事。
道路班 (道路保全課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路施設の被災状況の把握及びその対策に関する事。 2 緊急輸送道路ネットワークの確保、道路の啓開に関する事。 3 通行規制及び迂回路の設定に関する事。
河川班 (河川課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 河川管理施設等の被災状況の把握及びその対策に関する事。 2 洪水予報、水位周知情報及び水防警報の発表に関する事。
砂防水資源班 (砂防水資源課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 砂防設備等の被災状況の把握及びその対策に関する事。 2 土砂災害警戒区域等の被災状況の把握に関する事。 3 土砂災害警戒情報の発表に関する事。 4 ダム管理施設等の被災状況の把握及びその対策に関する事。 5 県土整備部所管ダムの放流情報の通知等に関する事。
上下水道班(上下水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 上水道施設の被災状況の把握及びその対策に関する事。 2 応急給水に関する事。 3 下水道施設の被災状況の把握及びその対策に関する事。
都市班 (都市整備課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 都市施設の被災状況の把握及びその対策に関する事。 2 公園施設の災害時利用に関する事。 3 市街地の被災状況の把握及びその対策に関する事。 4 盛土等の被災状況の把握に関する事。
住宅班 (住宅課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 公共建築物、公営住宅の被災状況の把握及びその対策に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> 2 建築物の被災状況の調査及び情報収集に関すること。 3 防災拠点施設等県有建築物の災害対策に関すること。 4 応急仮設住宅等に関すること。 5 住宅金融に関すること。 6 建築物応急危険度判定業務に関すること。 7 被災宅地危険度判定業務に関すること。
	用地班 (用地課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急措置のための土地の使用に関すること。 2 応急措置のために使用した土地の損失補償に関すること。
危機管理防災局 (危機管理防災局長)	危機管理班 (危機管理課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 危機管理防災局内の連絡調整に関すること。 2 災害救助法の適用に関すること。 3 被災者生活再建支援法の適用に関すること。 4 災害弔慰金の支給等に関する法律の適用に関すること。 5 緊急輸送車両の確認事務に関すること。
	消防防災班 (消防防災課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 消防・防災ヘリコプターの運航及び運用に関すること。 2 消防の広域応援に関すること。 3 緊急消防援助隊に関すること。
会計局 (会計局長)	会計管理班 (会計管理課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 会計局内の連絡調整に関すること。 2 財務会計システム通信回線復旧に関すること。 3 「災害時に必要な物資の供給に関する協定」に定められた物資以外の物品の調達等に関すること。 4 支払(国費・県費)等業務に関すること。 5 指定金融機関及び収納代理金融機関の被災等情報収集に関すること。 6 本部長の命ずる応急対策に関すること。
企業局 (企業局長)	経営企画班 (経営企画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 企業局内の連絡調整に関すること。 2 企業局における災害予算の編成並びに決算及び経理に関すること。 3 企業局における災害対策の企画立案に関すること。 4 県民ゴルフ場施設の災害対策に関すること。 5 栃木県本町合同ビル施設の災害対策に関すること。 6 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	地域整備班 (地域整備課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 産業団地の造成現地等の災害対策に関すること。
	電気班 (電気課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 県営発電所施設の災害対策に関すること。
	水道班 (水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 県営水道及び工業用水道施設の災害対策に関すること。
議会事務局	議会班	<ul style="list-style-type: none"> 1 他都道府県議会の視察調査に関すること。

(議会事務局 長)	(議会事務局次 長)	2 本部長の命ずる応急対策に関する事 こと。
人事委員会事務 局 (人事委員会事 務局長)	人事委員会班 (総務課長)	1 本部長の命ずる応急対策に関する事 こと。
監査委員事務局 (監査委員事務 局長)	監査委員班 (監査課長)	1 本部長の命ずる応急対策に関する事 こと。
労働委員会事務 局 (労働委員会事 務局長)	労働委員会班 (審査調整課 長)	1 本部長の命ずる応急対策に関する事 こと。
教育委員会事務 局 (教育長)	教育政策班 (教育政策課 長)	1 教育委員会事務局内の連絡調整に関する事 こと。 2 教育関係の被害調査に関する事 こと。 3 学校等に避難所を開設することについての協 力に関する事 こと。 4 教育関係義援金品の受付等に関する事 こと。 5 被災生徒の育英奨学に関する事 こと。 6 教育関係の広報に関する事 こと。 7 本部長の命ずる応急対策に関する事 こと。
	施設班 (施設課長)	1 公立学校の施設設備の災害対策に関する事 こと。
	学校安全班 (学校安全課 長)	1 公立学校施設の被害状況の把握に関する事 こと。 2 児童生徒等の被災状況の把握並びに市町教 育委員会への指 導助言及び各県立学校への連絡指導に関する 事 こと。 3 学校に避難所を開設することについての協 力に関する事 こと。 4 被災した教職員の健康管理に関する事 こと。 5 被災職員に対する福利厚生に関する事 こと。
	義務教育班 (義務教育課 長)	1 被災児童生徒の応急教育及び授業に関する 事 こと。 2 教科書等の調達、あっせん等に関する事 こと。 3 教職員の被災状況の調査等に関する事 こと。 4 教職員の応急対策実施のための動員確保に 関する事 こと。
	高校教育班 (高校教育課 長)	1 被災生徒の応急教育及び授業に関する事 こと。 2 教科書等の調達、あっせん等に関する事 こと。 3 避難所等開設への協力に関する事 こと。(県立学校関係) 4 応急対策の実施に協力する学校の連絡調整 に関する事 こと。(県 立学校関係) 5 教職員の被災状況の調査等に関する事 こと。

		6 教職員の応急対策実施のための動員確保に関すること。
	特別支援教育班 (特別支援教育課長)	1 被災児童生徒の応急教育及び授業に関すること。
	生涯学習班 (生涯学習課長)	1 公立社会教育施設の被害状況の把握に関すること。 2 公立社会教育施設の災害対策に関すること。 3 避難所開設への協力に関すること。(県立社会教育施設関係) 4 公民館等に避難所を開設することについての市町教育委員会との連絡調整に関すること。
	健康体育班 (健康体育課長)	1 学校保健及び給食の施設及び設備の被災状況の把握に関すること。 2 被災地における学校給食の対策に関すること。 3 被災した児童生徒の健康管理に関すること。
警察本部 (警察本部長)	警務班 (警務部長)	1 警察広報に関すること。
	生活安全班 (生活安全部長)	1 犯罪の予防、民心の安定等生活安全活動に関すること。 2 経済事案、危険物等の取締りに関すること。
	地域班 (地域部長)	1 人命の救助及び避難誘導に関すること。 2 警察無線の運用に関すること。
	刑事班 (刑事部長)	1 犯罪の捜査に関すること。 2 死体の検視に関すること。
	交通班 (交通部長)	1 交通規制、指導取締りに関すること。 2 交通の確保に関すること。
	警備班 (警備部長)	1 警察本部内の連絡調整に関すること。 2 災害警備計画の策定に関すること。 3 警備部隊の動員及び運用に関すること。 4 人命の救助及び避難誘導に関すること。 5 警察災害派遣隊に関すること。 6 警察ヘリに関すること。

別記第2 (第7条第2項関係) 事務局の組織

職名	担当職	職務
事務局長	危機管理防災局長	事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事務局次長	危機管理課長 消防防災課長	事務局長を補佐し、事務局長の不在時には、その職務を代理する。
事務局員	総合政策課政策調整監 広報課長	災害応急対策に関し、災害対策本部と各部との調整事務を行う。

	財政課総務主幹 人事課主幹 管財課長 県民協働推進課総務主幹 保健福祉課総務主幹 環境森林政策課総務主幹 産業政策課総務主幹 農政課総務主幹 監理課総務主幹 河川課県土防災対策班長 危機管理課総務主幹 会計局会計管理課課長補佐 企業局経営企画課総務主幹 教育委員会事務局教育政策課総務主幹 警察本部警備第二課長	
本部連絡員	総合政策課（総務企画担当） 広報課（広報担当） 財政課（総務企画担当） 人事課（行政管理担当） 管財課（管理担当） 県民協働推進課（企画調整担当） 保健福祉課（企画調整担当） 環境森林政策課（企画調整担当） 産業政策課（企画調整担当） 農政課（企画調整担当） 監理課（企画調整担当） 河川課県土防災対策班（担当） 会計局会計管理課（総務企画担当） 企業局経営企画課（企画調整担当） 教育委員会事務局教育政策課（企画調整担当） 警備第二課（課長補佐）	1 第12条に定める動員の所属部班への伝達に関すること。 2 所属部と本部事務局との連絡調整に関すること。 3 所属部に係る被害又は災害対策活動に関する情報の収集伝達及び資料の整理に関すること。

別記第3（第7条第3項関係）事務局の組織・職務

グループ名	分担業務
対策統括グループ	1 事務局長、事務局次長への助言に関すること。 2 応急対策全体の企画立案に関すること。 3 各グループへの助言に関すること。

	<p>4 災害応急対策に係る全体調整・進行管理に関すること。</p> <p>5 関係機関等との連携計画に関すること。</p> <p>6 報道機関に関する調整に関すること。</p> <p>7 現地対策本部設置の調整及び国の現地対策本部との調整に関すること。</p> <p>8 災害応急対策の進捗状況等について、必要な場合における他グループへの助言に関すること。</p> <p>9 重要情報に係る報道機関からの取材対応に関すること。</p> <p>10 氏名公表の実施判断に関すること。</p>
総務グループ	<p>1 分担業務に係る情報の収集・整理・分析・予測に関すること。</p> <p>2 本部事務局（国の現地対策本部を含む。）の庶務及び支援に関すること。</p> <p>3 本部会議に関すること。</p> <p>4 本部長報告及び議会対応に関すること。</p> <p>5 支部との連絡調整に関すること。</p> <p>6 国の現地対策本部の受入れ体制整備に関すること。</p> <p>7 緊急対策要員の配備や事務局勤務シフト等の事務に関すること（各部局からの動員調整を含む。）。</p> <p>8 本部及び支部の施設被害や職員安否の取りまとめに関すること。</p> <p>9 義援金の受入・配分に関すること。</p> <p>10 視察調査受入の支援に関すること。</p> <p>11 氏名公表に関すること。</p> <p>12 安否情報システムの入力に関すること。</p>
情報グループ	<p>（情報収集・整理チーム）</p> <p>1 被害情報の収集・整理・分析・予測に関すること。</p> <p>2 被害報の作成に関すること。</p> <p>3 情報データの集計及び地図への表示、整理に関すること。</p> <p>4 各部、各班の被害状況及び対策状況の取りまとめに関すること。</p> <p>5 被害状況や対策状況等の情報提供及び対応記録に関すること。</p> <p>6 気象情報及びヘリテレ等の情報収集伝達に関すること。</p> <p>7 被害報に係る報道機関からの取材対応に関すること。</p> <p>（機器通信・情報発信チーム）</p> <p>1 記者会見等報道資料の作成及び取りまとめに関すること。</p> <p>2 広報班との連絡調整に関すること。</p> <p>3 被害報発信等の情報発信に関すること。</p> <p>4 消防庁への報告に関すること。</p> <p>5 防災行政ネットワーク等通信インフラの統制及び維持に関すること。</p> <p>6 危機管理センター及び防災情報システムの管理、運用に関すること。</p> <p>7 可搬型通信手段の設置、運営に関すること。</p>
支援グループ	<p>（支援調整チーム）</p> <p>1 分担業務に係る情報の収集・整理・分析・予測に関すること。</p>

	<ol style="list-style-type: none"> 2 国、都道府県、県内市町等への支援要請の調整に関する事。 3 公共機関、協力機関等との調整に関する事。 4 災害救助法、生活再建支援法、激甚災害法等の適用に関する事。 5 広域避難における自治体間の総合調整に関する事。 6 その他市町等が行う応急対策の支援の調整と進行管理に関する事。 7 ボランティア活動の支援に関する事。
	<p>(人的支援チーム)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 分担業務に係る情報の収集・整理・分析・予測に関する事。 2 自衛隊、緊急消防援助隊等の派遣要請と受入手続に関する事。 3 自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の活動調整に関する事。 4 栃木県消防応援活動調整本部に関する事。 5 救出救助、医療、避難所活動等の人的支援に関する事。 6 応急対策職員派遣制度に係る人員支援の調整に関する事。 7 広域避難における避難所運営や輸送時の人的支援に関する事。 8 その他被災地への人員支援体制の調整に関する事。
	<p>(物的支援チーム)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 分担業務に係る情報の収集・整理・分析・予測に関する事。 2 支援物資や資機材の需要調整及び調達、供給に関する事。 3 義援物資の受入に関する事。 4 備蓄物資の提供に関する事。 5 広域避難における避難所等での必要物資の調達・供給に関する事。 6 その他被災地への物資、資機材支援体制の調整に関する事。
	<p>(施設物流チーム)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 分担業務に係る情報の収集・整理・分析・予測に関する事。 2 支援物資集積地の確保及び県有施設、車両の提供に関する事。 3 緊急輸送車両の調整及び手続に関する事。 4 緊急輸送道路の調整及び手続に関する事。 5 物資の集積及び配送等物流に関する事。 6 避難所の開設及び運営の支援に関する事。 7 広域避難における避難所や輸送手段の確保に関する事。 8 その他被災地への設備物流支援体制の調整に関する事。
	<p>(航空運用調整チーム)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 分担業務に係る情報の収集・整理・分析・予測に関する事。 2 消防、警察、自衛隊等の航空部隊に係る派遣要請と受入手続に関する事。 3 偵察活動、航空部隊の応急対策活動の調整に関する事。

別記第4（第8条第3項関係）支部の名称、設置場所、担当区域及び構成機関

名 称 (設置場所)	担当区域	構 成 機 関
河内支部 (宇都宮県税事務所 内)	宇都宮市 上三川町	宇都宮県税事務所、自動車税事務所、美術館、博物館、とちぎ男女 共同参画センター、県南健康福祉センター、保健環境センター、衛 生福祉大学校、障害者総合相談所、精神保健福祉センター、中央児 童相談所、動物愛護指導センター、県東環境森林事務所、林業セン ター、林業大学校、計量検定所、産業技術センター、県央産業技術 専門校、河内農業振興事務所、農業総合研究センター、農業大学校、 県央家畜保健衛生所、宇都宮土木事務所、下水道管理事務所、消防 学校、河内教育事務所、総合教育センター、文書館、図書館、県立 学校（当該支部の担当区域に所在するものに限る。以下同じ。）
上都賀支部 (鹿沼県税事務所 内)	鹿沼市 日光市	鹿沼県税事務所、県西健康福祉センター、今市健康福祉センター、 中央児童相談所、県西環境森林事務所、上都賀農業振興事務所、県 央家畜保健衛生所、鹿沼土木事務所、日光土木事務所、今市発電管 理事務所、上都賀教育事務所、県立学校
芳賀支部 (真岡県税事務所 内)	真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町	真岡県税事務所、県東健康福祉センター、中央児童相談所、食肉衛 生検査所、県東環境森林事務所、窯業技術支援センター、芳賀農業 振興事務所、県央家畜保健衛生所、真岡土木事務所、芳賀教育事務 所、県立学校
下都賀支部 (栃木県税事務所 内)	栃木市 小山市 下野市 壬生町 野木町	栃木県税事務所、県南健康福祉センター、栃木健康福祉センター、 県南児童相談所、小山環境管理事務所、紬織物技術支援センター、 下都賀農業振興事務所、農業総合研究センターいちご研究所及び栃 木農場、県南家畜保健衛生所、栃木土木事務所、下都賀教育事務所、 県立学校
塩谷南那須支部 (矢板県税事務所 内)	矢板市 さくら市 塩谷町 高根沢町 那須烏山市 那珂川町	矢板県税事務所、県北健康福祉センター、矢板健康福祉センター、 烏山健康福祉センター、県北児童相談所、県北環境森林事務所、矢 板森林管理事務所、塩谷南那須農業振興事務所、農業総合研究セン ター原種農場、県央家畜保健衛生所、県北家畜保健衛生所、矢板土 木事務所、烏山土木事務所、鬼怒水道事務所、塩谷南那須教育事務 所、県立学校
那須支部 (大田原県税事務所 内)	大田原市 那須塩原市 那須町	大田原県税事務所、県北健康福祉センター、県北児童相談所、県北 環境森林事務所、県北産業技術専門校、那須農業振興事務所、那須 広域ダム管理支所、農業総合研究センター黒磯農場、水産試験場、 県北家畜保健衛生所、畜産酪農研究センター、大田原土木務所、今 市発電管理事務所板室管理支所、北那須水道事務所、那須教育事務 所、県立学校

安足支部 (安足県税事務所 内)	足利市 佐野市	安足県税事務所、自動車税事務所佐野支所、安足健康福祉センター、 県南児童相談所、県南環境森林事務所、繊維技術支援センター、県 南技術支援センター、県南産業技術専門校、安足農業振興事務所、 県南家畜保健衛生所、安足土木事務所、安足教育事務所、県立学校
------------------------	------------	---

別記第5 (第9条第1項関係) 支部の業務

業 務	
1	支部内の連絡調整に関する事。 (県税事務所)
2	県備蓄品の市町への提供に関する事。
3	市町が行う災害対策業務の応援に関する事。
4	その他本部長が指示する災害応急対策に関する事。

別記第6 (第9条第2項関係) 支部長等の職名、担当職及び分担業務

職 名	担 当 職	分 担 業 務
支部長	県税事務所長	支部の業務の総括に関する事。 (支部長不在時は保健福祉部、環境森林部、農政部、 県土整備部の順で各事務所長がその職務の代理を務め る。)
支部連絡員	県税事務所の補佐	1 支部内への連絡事項の伝達に関する事。 2 本部及び他の支部との連絡調整に関する事。
所連絡員	支部を構成する事務所等の職 員のなかから当該事務所長の 指名する者	支部を構成する他事務所との連絡調整に関する事、 及び本部の関係部班との連絡調整に関する事。

別記第7 (第10条第2項関係) 中央連絡部の部長等の職名、担当職及び分担業務

部 名	職 名	担 当 職	分 担 業 務
中央連絡 部	部 長	東京事務所長	部の業務の総括に関する事。
	班 長	東京事務所次長	1 部長の補佐に関する事、及び部長不在時に おけるその職務の代理に関する事。 2 班の指揮監督に関する事。
	班連絡員	東京事務所の補佐相当職 の者のうちから班長の指 名する者	1 班内の連絡調整に関する事。 2 本部関係部班と班の連絡調整に関する事。

栃木県緊急対策要員設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、大規模災害発生時における被害情報の収集、緊急初期応急対策業務を円滑に実施するため、栃木県地域防災計画に基づき、職員の配備体制の一環として設置される緊急対策要員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(緊急対策要員の設置)

第2条 緊急対策要員は、以下のとおり置くものとする。

- (1) 市町に派遣され、情報収集等を行う緊急対策要員（以下、「情報収集要員」という）
- (2) 市町災害対策本部内へ派遣される緊急対策要員（以下、「栃木県災害マネジメント総括支援員」という）
- (3) 広域物資拠点の運営等を行う緊急対策要員（以下、「広域物資拠点運営要員」という）

(緊急対策要員の業務)

第3条 緊急対策要員は、次の業務に従事するものとする。

- (1) 情報収集要員
市町での情報収集・連絡調整等業務
- (2) 栃木県災害マネジメント総括支援員
市町災害対策本部の支援業務
- (3) 広域物資拠点運営要員
広域物資拠点の運営業務

(緊急対策要員の指定)

第4条 緊急対策要員は、設置する区分に応じて次の各号に規定する要件のすべてに該当する者のうちから、知事があらかじめ指定するものとする。ただし、栃木県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱で定める本部連絡員及び支部連絡員については、この限りでない。

- (1) 情報収集要員
 - ア 発災後2日目以内の情報収集要員
 - (ア) 当該市町、又は当該市町に隣接する市町に在住する者
 - (イ) 原則として課長補佐級、係長級の者（総括補佐、グループリーダーを除く）
 - イ 発災後3日目以降の情報収集要員
 - (ア) 本庁及び災害対策支部の構成機関に所属する者
 - (イ) 原則として、課長補佐級、係長級及び主任の職位にある者（総括補佐、グループリーダーを除く）
- (2) 栃木県災害マネジメント総括支援員
下記アからウのいずれかの業務経験がある課長級（所属長を除く）、総括補佐又は課長補佐級（グループリーダー）の職位にある者

- ア 平成27年度以降に危機管理課又は消防防災課に在課
- イ 過去5年以内に県が実施する防災図上総合訓練に複数回参加
- ウ 過去5年以内に県が実施する防災図上総合訓練に対策統括グループの構成員として参加

(3) 広域物資拠点運営要員

- ア 宇都宮市、又は宇都宮市に隣接する市町に在住する者
- イ 課長補佐級以下の者（総括補佐、グループリーダーを除く）

2 緊急対策要員の指定期間は、1年とする。ただし、更新を妨げない。

(市町への緊急対策要員の派遣)

第5条 知事は、次に掲げる場合には、発災後2日目以内の情報収集要員を、正規の勤務時間の内外を問わず、あらかじめ指定された市町へ派遣するものとする。ただし、(1)又は(2)の場合には、発災後2日目以内の情報収集要員は、安全を確保の上、あらかじめ指定された市町へ赴くものとする。

- (1) 県内に震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 県内に特別警報が発表された場合
- (3) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事が必要と認めるとき

2 知事は、必要と認める場合には、発災後3日目以降の情報収集要員を、正規の勤務時間の内外を問わず、市町へ派遣するものとする。

なお、本部が設置されない場合は、危機管理防災局長からの要請により派遣するものとする。

3 知事は、市町長から栃木県災害マネジメント総括支援員の派遣要請を受けた場合には、あらかじめ定めた名簿から職員を選定し、市町へ直ちに派遣するものとする。

(広域物資拠点運営要員の派遣)

第6条 知事は、必要と認める場合には、広域物資拠点運営要員を、正規の勤務時間の内外を問わず、広域物資拠点へ派遣するものとする。

(緊急対策要員の解除)

第7条 知事は、緊急対策要員が第3条第1項の各号に該当しなくなった場合、その指定を解くことができるものとする。

(庶務)

第8条 緊急対策要員に関する事務は、危機管理防災局危機管理課において所掌する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、緊急対策要員の取り扱いに関し必要な事項は、別に要領

で定める。

附 則

この要綱は、平成 9 年 1 月 1 0 日から施行する。

この要綱は、平成 1 4 年 1 月 3 1 日から実施する。

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 2 5 年 3 月 1 4 日から実施する。

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 2 8 年 3 月 3 1 日から実施する。

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

3-1-5 災害時の初動体制確立のための関係機関連絡会議要綱

1 会議の趣旨

阪神・淡路大震災を教訓にして、栃木県内に大規模災害等が発生した際の初期段階の消火・救助活動等（以下「初期活動」という。）において、関係防災機関が連携を密にしながら迅速・的確に活動できる体制を確立するため、「災害時の初動体制確立のための関係機関連絡会議」（以下「会議」という。）を設置する。

2 会議の構成

会議は、次の機関をもって構成する。

栃木県消防長会
陸上自衛隊第12特科隊本部
自衛隊栃木地方協力本部
国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所
国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所
国土交通省関東地方整備局渡良瀬川河川事務所
栃木県警察本部警備部警備第二課
栃木県警察本部地域部地域課
栃木県警察本部交通部交通規制課
栃木県環境森林部環境森林政策課
栃木県国土整備部河川課
栃木県県民生活部危機管理課
栃木県県民生活部消防防災課

3 会議において検討する事項等

会議においては、大規模災害等発生の際の初期活動において、県、消防機関、警察及び自衛隊等が連携を密にしながら迅速・的確に活動できる体制の確立方策等について検討し、その結果を県地域防災計画の見直し等に活用する。

なお、主な検討内容等は次のとおりと考えられる。

- (1) 初期活動における関係機関の役割分担の検討
- (2) 初期活動における連絡調整の方法などの検討
- (3) 災害現場における効率的な協力のあり方の検討
- (4) 災害発生時の初期活動機関の連絡網の整備
- (5) その他

4 会議の開催

会議は、必要の都度開催することとし、県危機管理課長が主宰する。

なお、県危機管理課長に事故等あるときは県消防防災課長が代理する。

5 会議の事務処理

会議の事務は、県危機管理課において処理する。

6 その他

- (1) この要綱に定めるもののほか、会議に関して必要な事項は、県危機管理課長が別に定める。
- (2) この要綱は、平成7年5月11日から実施する。
- (3) この要綱は、平成8年4月1日から実施する。
- (4) この要綱は、平成13年3月27日から実施する。
- (5) この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
- (6) この要綱は、平成19年4月1日から実施する。
- (7) この要綱は、平成20年12月5日から実施する。
- (8) この要綱は、平成24年5月14日から実施する。

- (9) この要綱は、平成25年5月14日から実施する。
- (10) この要綱は、平成26年6月24日から実施する。
- (11) この要綱は、平成27年5月12日から実施する。
- (12) この要綱は、平成30年5月10日から実施する。

3-1-6 ライフライン等関係機関連絡調整会議設置要綱

(目的)

第1条 災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書第5条の規定に基づき、災害応急対策の迅速かつ効果的な実施体制を確立するため、ライフライン等関係機関連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡調整会議は、次の事項について協議する。

- (1) 災害時の応急対策業務の実施体制に関すること。
- (2) ライフライン等関係機関相互の連携に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) その他必要な事項の調整に関すること。

(構成)

第3条 連絡調整会議は、別表に掲げる防災関係機関の所属の者をもって構成する。

(会議)

第4条 連絡調整会議は、栃木県県民生活部危機管理課長（以下「危機管理課長」という。）が招集し、毎年定期的及び必要に応じて随時開催するものとする。

2 危機管理課長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に、連絡調整会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 連絡調整会議の庶務は、栃木県県民生活部危機管理課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、危機管理課長が定める。

付則

この要綱は、平成8年12月25日から適用する。

この要綱は、平成11年4月27日から適用する。

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

(別表) (第3条関係)

東日本電信電話株式会社栃木支店

東京電力株式会社栃木支店

東京ガス株式会社宇都宮支社

東日本旅客鉄道株式会社大宮支社

東武鉄道株式会社

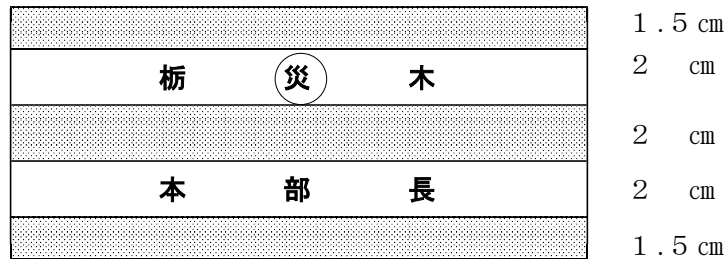
栃木県建設産業団体連合会

栃木県県民生活部危機管理課

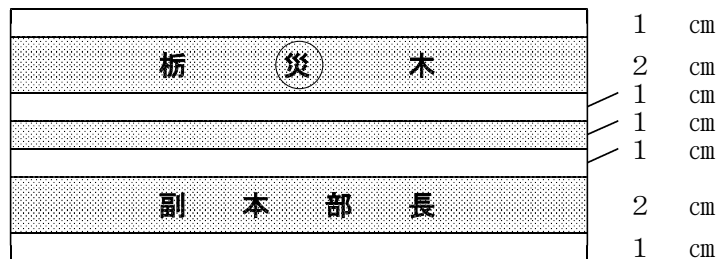
3-1-7 県災害対策本部職員の証票等

腕章

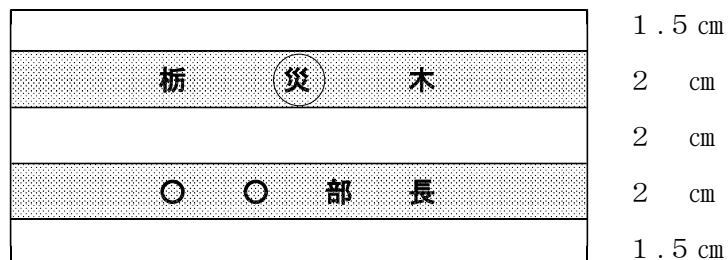
(1) 本部長腕章



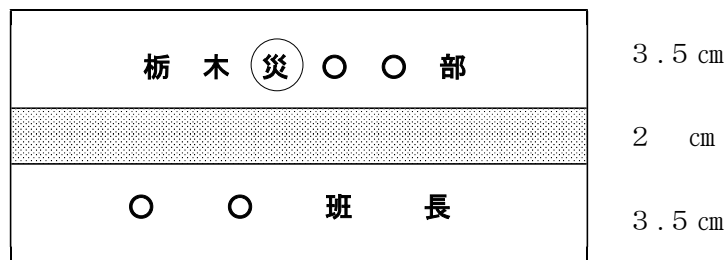
(2) 副本部長腕章



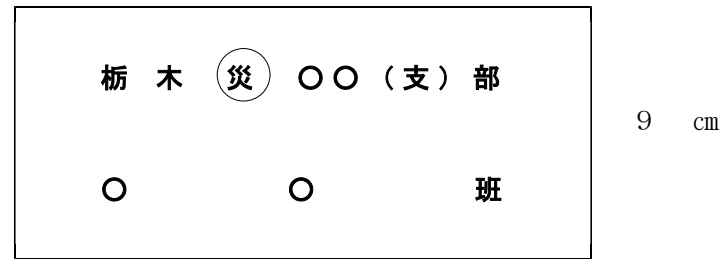
(3) 本部部長腕章



(4) 本部班長腕章



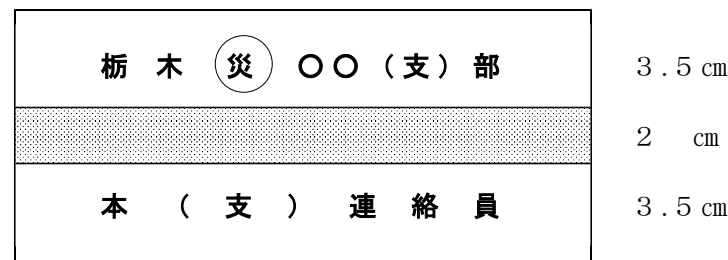
(5) 本部班員腕章・支部班員腕章



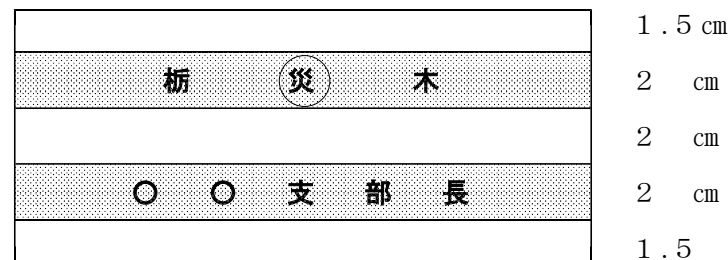
(6) 本部連絡員腕章・支部連絡員腕章



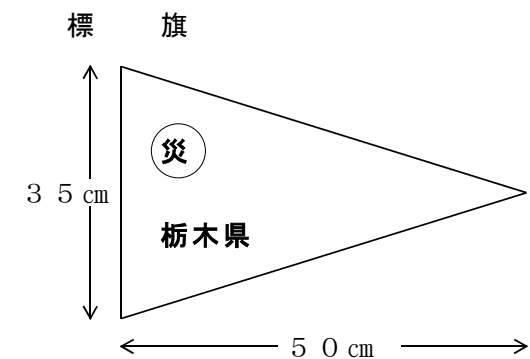
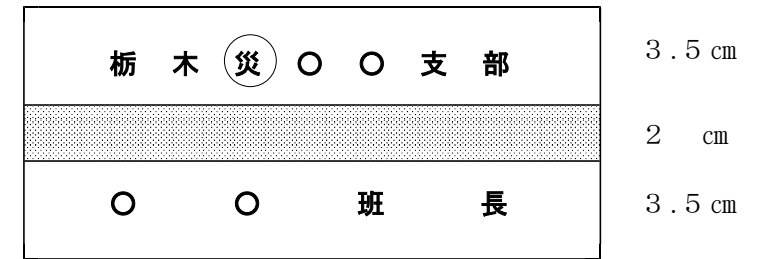
(7) 連絡員腕章



(8) 支部長腕章



(9) 支部班長腕章



※ 腕章の色調

地色・・・黄

文字・・・黒

線・・・赤（ただし、各連絡員は青）

※ 標旗の色調

地色・・・赤

文字・・・黒

3-1-8 自衛隊の災害派遣の要請・体制

(令和3年11月現在)

1 災害派遣要請手続

- (1) 要請者 知事
- (2) 事務手続

ア 要請窓口

陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊第3係

イ 要請の方法

要請は次の様式の文書により行う。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等により要請し、事後所定の手続をとる。

様式	第 号
	年 月 日
陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊長 様	
	栃木県知事名
陸上自衛隊の災害派遣要請について次により陸上自衛隊の派遣をお願いいたします。	
1 災害の状況及び派遣を要請する理由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考事項	

記載例	危管第〇〇号
	令和X年10月12日
東部方面特科連隊第2大隊長 様	
	栃木県知事 福田 富一
陸上自衛隊の災害派遣要請について	
次により陸上自衛隊の派遣をお願いいたします。	
1 災害の状況及び派遣を要請する事由	
令和X年10月12日(土)の台風Y号・・・・・・・・	
2 派遣を希望する期間	
令和X年10月12日(土)21時10分～当面の間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 活動希望区域	
栃木県全域	
(2) 活動内容	
人命救助に係る諸活動	

ウ 市町の災害派遣要請の依頼方法

市町は、県（危機管理防災局）に対して派遣に必要な事項を上記様式に準じた文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合はとりあえず電話等により依頼し、事後所定の手続をとる。

なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊第3係に通知するものとする。この場合、速やかに県（危機管理防災局）にその旨を通知する。

(3) 情報の交換

県（危機管理防災局）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊第3係と相互に情報の交換を行う。

(4) 災害派遣部隊の受入れ体制

ア 災害救援活動の調整

市町は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

イ 資材の準備

市町は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

ウ 宿舍のあっせん

市町は、災害派遣部隊等が宿舍を必要とする場合、できる限りこれをあっせんする。

エ 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市町が負担する経費は概ね次のとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市町が協議するものとする。

(ア) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費

(イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料

(ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

(エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

(5) 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害救援活動の必要がなくなった場合、陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊長に対して、撤収要請をする。

この場合、市町は、陸上自衛隊危機管理防災局と協議する。

2 災害派遣の能力

(1) 派遣実施駐屯地 宇都宮駐屯地

(2) 航空機

機種	用途	能力
UH-60	多用途	1 人員輸送：12名(パイロット除く。) 散 2 水：1.8トン
CH-47	輸送	1 人員輸送：55名(パイロット除く。) 散 2 水：5トン(最大7トン)

3 施設器材等

(1) 人命救助システム ア 救助器材(約65種類保有)

保有器材の一例			
エンジンポンプ	油圧ジャッキ	エンジンカッター	救命ボート
破壊構造物探索器	手動式ウィンチ	空気濃度測定器	ライフジャケット
油圧式カッター	エンジン式削岩機	空気呼吸器	救命浮環
エアジャッキ	チェーンソー	可燃性ガス検知器	簡易搬送帯

イ 救助処置用 救助所コンテナ(簡易ベット数個設置可能)

(2) 車両等

ア 一般車両 小型・中型・大型(災害規模により変動)

イ 特殊車両

(ア) 救急車 (負傷者輸送用)

(イ) 炊事車 (車両1台で約200名分の炊事が可能)

(ウ) 水トレーラ(水約1000ℓの輸送が可能)

3-1-10 災害対策本部

災害対策本部

災害対策本部会議	
本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	総合政策部長 経営管理部長 生活文化スポーツ部長 環境森林部長 保健福祉部長 産業労働観光部長 農政部長 県土整備部長 危機管理防災局長 会計局長 企業局長 教育長 警察本部長

災害対策本部事務局		
事務局長	危機管理防災局長	事務局
事務局次長	危機管理課長 消防防災課長	
事務局員	総合政策課政策調整監	○対策統括グループ ○総務グループ ○情報グループ 情報収集・整理チーム 危機通信・情報発信チーム
	広報課長	
	財政課総務主幹	
	人事課主幹	○支援グループ 支援調整チーム 人的支援チーム
	管財課長	
	県民協働推進課総務主幹	物的支援チーム 施設物流チーム
	保健福祉課総務主幹	
	環境森林政策課総務主幹	航空運用調整チーム
	産業政策課総務主幹	
	農政課総務主幹	
	監理課総務主幹	河川課県土防災対策班長 危機管理課総務主幹 会計局会計管理課課長補佐 企業局経営企画課総務主幹 教育委員会総務課総務主幹 警察本部警備第二課長
	河川課県土防災対策班長	
	危機管理課総務主幹	
会計局会計管理課課長補佐		
企業局経営企画課総務主幹		
教育委員会総務課総務主幹		
警察本部警備第二課長		
本部連絡員	事務局員が所属する各課職員	

災害対策各課
総合政策部
経営管理部
生活文化スポーツ部
保健福祉部
環境森林部
産業労働観光部
農政部
県土整備部
危機管理防災局
会計局
企業局
教育委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
労働委員会事務局
議会事務局
警察本部

災害対策支部	
河内支部長	宇都宮県税事務所長
上都賀支部長	鹿沼県税事務所長
芳賀支部長	真岡県税事務所長
下都賀支部長	栃木県税事務所長
塩谷南那須支部長	矢板県税事務所長
那須支部長	大田原県税事務所長
安足支部長	安足県税事務所長
各支部連絡員	各県税事務所総括補佐

中央連絡部	
部長	東京事務所長
班長	東京事務所次長
班連絡員	東京事務所補佐

現地災害対策本部

○災害の状況により、最も被害が大きいと見込まれる地域を管轄する支部内に設置

本部長	災害対策副本部長の中から本部長が指名する者
副本部長	災害対策本部員等の中から本部長が指名する者
本部員	当該支部長、県立高校代表校の校長 等

関係機関

○市町、消防本部（局）、陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊、
省庁、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関 等